官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○天皇皇后両陛下は第七十五回全国植樹祭に御臨場になる件（宮内庁四）　一
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務八一）　二
○水銀に関する水俣条約の附属書Ａ及び附属書Ｂの改正に関する件（外務一四六）　二
○地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく指定実施機関を指定する件（農林水産・経済産業・環境三）　三
○高速自動車国道に関する件（国土交通三三七、三三八）　三
○運輸審議会件名表に登載された件（同三三九）　四
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛九九～一〇三）　四
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（同一〇四）　五
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一〇五）　五
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一〇六）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（関東地方整備局一五三）　六
○道路に関する件（中国地方整備局四二、四三）　七

〔国会事項〕
内閣　七

〔人事異動〕
内閣　七

〔叙位・叙勲〕
内閣　八

〔皇室事項〕
官庁事項　八

〔官庁報告〕
登録操縦免許証失効再交付講習の登録に関する公示（国土交通省）　八
登録操縦免許証更新講習の登録に関する公示（同）　八
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（東北運輸局最低賃金公示二、九州同三・四）　九
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一〇）　一〇

〔公　告〕
官庁
登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止、建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他
諸事項　一〇

その他告示

○宮内庁告示第四号

天皇皇后両陛下は、埼玉県において開催される第七十五回全国植樹祭に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、五月二十四日から同月二十五日まで同県へ行幸啓になる。

令和七年四月二十四日　宮内庁長官　西村　泰彦

○法務省告示第八十一号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年四月二十四日

横浜地方法務局所属　法務大臣　鈴木　馨祐

○外務省告示第百四十六号

平成二十五年十月十日に熊本で作成された「水銀に関する水俣条約」の附属書Ａ及び附属書Ｂの一部は、同条約第二十七条３及び４の規定に従い、次のように改正され、その改正は、令和七年四月二十五日に効力を生ずる。

（令和六年四月二十五日付け国際連合事務総長書簡）

令和七年四月二十四日

外務大臣　岩屋　毅

附属書Ａ

１　「第一部　第四条１の規定の適用を受ける製品」の表を次のように改める。

第一部　第四条１の規定の適用を受ける製品

水銀添加製品	製造、輸入又は輸出が許可されなくなる期限（段階的廃止期限）
電池（水銀含有量二パーセント未満のボタン形亜鉛酸化銀電池及び水銀含有量二パーセント未満のボタン形空気亜鉛電池を除く。）	二千二十年
水銀含有量二パーセント未満のボタン形亜鉛酸化銀電池及び水銀含有量二パーセント未満のボタン形空気亜鉛電池	二千二十五年
スイッチ及び継電器（極めて高い正確さの容量及び損失を測定するブリッジ並びに監視及び制御のための装置に用いる高周波無線周波数のスイッチ及び継電器であって、ブリッジ、スイッチ又は継電器当たりの水銀含有量が最大二十ミリグラムのものを除く。）	二千二十年
極めて高い正確さの容量及び損失を測定するブリッジ並びに監視及び制御のための装置に用いる高周波無線周波数のスイッチ及び継電器であって、ブリッジ、スイッチ又は継電器当たりの水銀含有量が最大二十ミリグラムのもの（研究及び開発の目的のために使用されるものを除く。）	二千二十五年
発光管当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超える三十ワット以下の一般的な照明用のコンパクト蛍光ランプ（ＣＦＬｓ）	二千二十年
三十ワット超の一般的な照明用のコンパクト蛍光ランプ（ＣＦＬｓ）	二千二十六年
発光管当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超えない三十ワット以下の一般的な照明用の点灯回路内蔵型コンパクト蛍光ランプ（ＣＦＬ・ｉ）	二千二十五年
発光管当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超えない三十ワット以下の一般的な照明用の点灯回路非内蔵型コンパクト蛍光ランプ（ＣＦＬ・ｎｉ）	二千二十六年
次のものに該当する一般的な照明用の直管蛍光ランプ（ＬＦＬｓ） (a)　電球当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超える六十ワット未満の三波長形蛍光体を使用したもの (b)　電球当たりの水銀含有量が十ミリグラムを超える四十ワット以下のハロリン酸系蛍光体を使用したもの	二千二十年

次のものに該当する一般的な照明用の直管蛍光ランプ（ＬＦＬｓ） (a)　電球当たりの水銀含有量が十ミリグラムを超えない四十ワット以下のハロリン酸系蛍光体を使用したもの (b)　四十ワット超のハロリン酸系蛍光体を使用したもの	二千二十六年
次のものに該当する一般的な照明用の直管蛍光ランプ（ＬＦＬｓ） (a)　電球当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超えない六十ワット未満の三波長形蛍光体を使用したもの (b)　電球当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超えない六十ワット以上の三波長形蛍光体を使用したもの (c)　電球当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超える六十ワット以上の三波長形蛍光体を使用したもの	二千二十七年
次のものに該当する一般的な照明用の直管以外（例えば、Ｕ字形、円形）の蛍光ランプ（ＮＦＬｓ） (a)　あらゆるワット数の三波長形蛍光体を使用したもの	二千二十七年
(b)　あらゆるワット数のハロリン酸系蛍光体を使用したもの	二千二十六年
一般的な照明用の高圧水銀蒸気ランプ（ＨＰＭＶ）	二千二十年
次のものに該当する電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ（ＣＣＦＬ）及び外部電極蛍光ランプ（ＥＥＦＬ） (a)　電球当たりの水銀含有量が三・五ミリグラムを超え、及び長さが五百ミリメートル以下のもの (b)　電球当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超え、及び長さが五百ミリメートル超千五百ミリメートル以下のもの (c)　電球当たりの水銀含有量が十三ミリグラムを超え、及び長さが千五百ミリメートル超のもの	二千二十年
(a)から(c)までの要件に該当しないあらゆる長さの電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ（ＣＣＦＬ）及び外部電極蛍光ランプ（ＥＥＦＬ）	二千二十五年
化粧品（水銀含有量が一質量百万分率を超えるもの）。肌の美白用せっけん及びクリームを含むが、水銀を保存剤として使用する場合において効果的かつ安全な代替の保存剤が利用可能でないときは、眼の周囲の化粧品を含まない。（注）	二千二十年
化粧品。肌の美白用せっけん及びクリームを含むが、水銀を保存剤として使用する場合において効果的かつ安全な代替の保存剤が利用可能でないときは、眼の周囲の化粧品を含まない。（注）	二千二十五年
駆除剤、殺生物剤及び局所消毒剤	二千二十年
次の非電気式の計測器（水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合において、大規模な装置に取り付けられたもの又は高精密度の測定に使用されるものを除く。） (a)　気圧計 (b)　湿度計 (c)　圧力計 (d)　温度計 (e)　血圧計	二千二十五年
脈波計に使用されるひずみゲージ	二千二十五年
次の電気式及び電子式の計測器（水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合において、大規模な装置に取り付けられたもの又は高精密度の測定に使用されるものを除く。） (a)　溶融圧力変換器、溶融圧力伝送器及び溶融圧力感知器	二千二十五年
水銀真空ポンプ	二千二十五年
タイヤのバランサー及びホイールのおもり	二千二十五年
写真フィルム及び印画紙	二千二十五年
人工衛星及び宇宙飛行体に用いる推進剤	二千二十五年

注　微量の水銀が混入した化粧品、せっけん又はクリームを対象としないことを意図する。

2　「第二部　第四条3の規定の適用を受ける製品」の表を次のように改める。

第二部　第四条3の規定の適用を受ける製品

水銀添加製品	規定
歯科用アマルガム	歯科用アマルガムの使用を段階的に削減するための締約国による措置については、当該締約国の国内の事情及び関連する国際的な手引を考慮するものとし、次の措置から二以上の措置を含める。 (i)　う蝕の予防及び健康の促進を目的とする国の目標を定め、それによって歯科治療の必要性を最小限にすること。 (ii)　歯科用アマルガムの使用を最小限にするための国の目標を定めること。 (iii)　歯科治療のための水銀を含まない代替製品（費用対効果が高く、かつ、臨床的に有効なもの）の使用を促進すること。 (iv)　歯科治療のための水銀を含まない良質の材料の研究及び開発を促進すること。 (v)　代表的な専門的機関及び歯科学校が、歯科治療のための水銀を含まない代替製品の使用及び管理のための最良の慣行の促進について歯科の専門家及び学生に教育及び訓練を行うよう奨励すること。 (vi)　水銀を使用しない歯科治療よりも歯科用アマルガムを使用する歯科治療を有利に扱う保険政策及び保険制度を抑制すること。 (vii)　歯科治療に関し、歯科用アマルガムの良質の代替製品の使用を有利に扱う保険政策及び保険制度を奨励すること。 (viii)　歯科用アマルガムの使用を歯科用アマルガムカプセルに限定すること。 (ix)　水銀及び水銀化合物の水及び土壌への放出を削減するため、歯科用施設における環境のための最良の慣行の利用を促進すること。 さらに、締約国は、次のことを行う。 (i)　適当な措置をとることにより、歯科医師によるばらの状態での水銀の使用を除外すること又は許可しないこと。 (ii)　乳歯及び十五歳に達しない患者並びに妊婦及び授乳中の女性の歯科治療において、適当な措置をとることにより、歯科用アマルガムの使用を除外すること若しくは許可しないこと又は歯科用アマルガムを使用しないよう勧告すること。ただし、患者の必要性に基づき歯科医師が必要と認める場合は、この限りでない。 さらに、歯科用アマルガムを段階的に廃止していない締約国は、次のことを行う。 (i)　自国の報告の一環として、歯科用アマルガムを段階的に削減し、又は段階的に廃止するために自国がとった又はとっている措置の進捗状況に関する国の行動計画又は利用可能な情報に基づく報告を四年ごとに事務局に提出すること。

3　附属書Ｂ「第一部　第五条2の規定の適用を受ける工程」の表を次のように改める。

第一部　第五条2の規定の適用を受ける工程

水銀又は水銀化合物を使用する製造工程	段階的廃止期限
クロルアルカリ製造	二千二十五年
水銀又は水銀化合物を触媒として用いるアセトアルデヒド製造	二千十八年
水銀を含む触媒を用いるポリウレタンの製造	二千二十五年

○農林水産省
経済産業省
環境省告示第三号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第五十七条の十九第一項の規定により、次の者を指定実施機関として指定したので、同法第五十七条の二十一第一項の規定により公示する。

令和七年四月二十四日

一　指定実施機関の名称　公益財団法人地球環境センター
二　主たる事務所の所在地　大阪府大阪市鶴見区緑地公園二番一一〇号
三　指定をした年月日　令和七年四月一日

農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

○国土交通省告示第三百三十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十四日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
九州縦貫自動車道	久留米市東合川五丁目一番から同市東合川五丁目一番まで	令和七年四月二十五日〇時
宮崎道路		
鹿児島線		

○国土交通省告示第三百三十八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十四日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
九州縦貫自動車道	熊本市北区改寄町字塚ノ一本五七番二から同市北区改寄町字沖野一六七番二まで	令和七年四月二十五日〇時
宮崎道路		
鹿児島線		

○国土交通省告示第三百三十九号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

令和七年四月二十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
令７ 第4002号	鉄道の旅客運賃の上限変更認可	首都圏新都市鉄道株式会社	すべての運賃は消費税及び地方消費税を含んだ額である。 １　鉄道の普通旅客運賃 大人普通旅客運賃の上限を次のとおり変更する。 （単位：円）

	10円単位	１円単位
３キロまで	180	180
３キロを超え５キロまで	230	230
５キロを超え７キロまで	280	271
７キロを超え９キロまで	320	320
９キロを超え11キロまで	370	362
11キロを超え13キロまで	420	412
13キロを超え15キロまで	460	454
15キロを超え18キロまで	520	513
18キロを超え21キロまで	580	574
21キロを超え24キロまで	630	626
24キロを超え27キロまで	690	688
27キロを超え30キロまで	750	741
30キロを超え33キロまで	800	800
33キロを超え36キロまで	860	853
36キロを超え39キロまで	920	913
39キロを超え42キロまで	970	966
42キロを超え45キロまで	1,020	1,018
45キロを超え48キロまで	1,070	1,070
48キロを超え51キロまで	1,130	1,123
51キロを超え54キロまで	1,180	1,175
54キロを超え57キロまで	1,230	1,227
57キロを超え59キロまで	1,280	1,280

小児普通旅客運賃（１円単位）の上限を次のとおり変更する。

（単位：円）

	１円単位
３キロまで	84
３キロを超え５キロまで	105
５キロを超え７キロまで	125
７キロを超え９キロまで	146
９キロを超え11キロまで	167
11キロを超え13キロまで	188
13キロを超え59キロまで	200

２　鉄道の定期旅客運賃

現行の運賃の上限を次のとおり変更する。

通勤定期旅客運賃（大人１か月）

（単位：円）

３キロまで	6,810
３キロを超え５キロまで	8,700
５キロを超え７キロまで	10,590
７キロを超え９キロまで	12,100
９キロを超え11キロまで	13,990

11キロを超え13キロまで	15,880
13キロを超え15キロまで	17,390
15キロを超え18キロまで	19,660
18キロを超え21キロまで	21,940
21キロを超え24キロまで	23,820
24キロを超え27キロまで	26,090
27キロを超え30キロまで	27,970
30キロを超え33キロまで	30,240
33キロを超え36キロまで	32,450
36キロを超え39キロまで	34,320
39キロを超え42キロまで	36,210
42キロを超え45キロまで	38,090
45キロを超え48キロまで	39,980
48キロを超え51キロまで	41,860
51キロを超え54キロまで	43,740
54キロを超え57キロまで	45,620
57キロを超え59キロまで	47,500

通学定期旅客運賃（大人１か月、小児１か月）

（単位：円）

	大人	小児
３キロまで	3,240	1,620
３キロを超え５キロまで	4,140	2,070
５キロを超え７キロまで	5,040	2,520
７キロを超え９キロまで	5,760	2,880
９キロを超え11キロまで	6,660	3,330
11キロを超え13キロまで	7,560	3,780
13キロを超え15キロまで	8,280	4,140
15キロを超え18キロまで	9,360	4,680
18キロを超え21キロまで	10,440	5,000
21キロを超え24キロまで	11,340	5,000
24キロを超え27キロまで	12,420	5,000
27キロを超え30キロまで	13,500	5,000
30キロを超え33キロまで	14,400	5,000
33キロを超え36キロまで	15,480	5,000
36キロを超え39キロまで	16,560	5,000
39キロを超え42キロまで	17,460	5,000
42キロを超え45キロまで	18,360	5,000
45キロを超え48キロまで	19,260	5,000
48キロを超え51キロまで	20,340	5,000
51キロを超え54キロまで	21,240	5,000
54キロを超え57キロまで	22,140	5,000
57キロを超え59キロまで	23,040	5,000

○防衛省告示第九十九号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年四月二十四日　　防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年五月一日から同年六月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒

(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

(エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒

(オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒

(カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

実施機　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年四月二十四日　　防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年五月一日から同年六月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　日高沖南方海面の次の(ア)から(ク)までの八点を順次結んだ線並びに(ア)及び(ク)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度無制限までの間

(ア)　北緯四一度三八分一四秒　東経一四二度五九分四六秒

(イ)　北緯四一度四〇分四五秒　東経一四三度二六分二六秒

(ウ)　北緯四一度三三分一〇秒　東経一四三度二九分四六秒

(エ) 北緯四一度一〇分一〇秒
東経一四三度一九分四六秒
(オ) 北緯四一度一〇分一〇秒
東経一四二度五九分四六秒
(カ) 北緯四一度一〇分一〇秒
東経一四二度〇九分四七秒
(キ) 北緯四一度二〇分一〇秒
東経一四二度〇七分四七秒
(ク) 北緯四一度二〇分一〇秒
東経一四二度五九分四六秒

実施機関　航空機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百一号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年四月二十四日　防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間
(ア) 北緯四一度一〇分一〇秒
東経一四三度一九分四六秒
(イ) 北緯四一度一〇分一〇秒
東経一四三度一三分四六秒
(ウ) 北緯四〇度四四分一〇秒
東経一四二度五九分四六秒
(エ) 北緯四〇度五〇分一〇秒
東経一四二度五九分四六秒
(オ) 北緯四〇度五〇分一〇秒
東経一四二度一〇分四七秒
(カ) 北緯四一度一〇分一〇秒
東経一四二度〇九分四七秒

実施機関　航空機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年四月二十四日　防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　佐渡沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間
(ア) 北緯四〇度〇〇分一〇秒
東経一三八度二二分五二秒
(イ) 北緯四〇度〇〇分一〇秒
東経一三八度五九分四八秒
(ウ) 北緯三九度二〇分二七秒
東経一三八度五九分四八秒
(エ) 北緯三八度四八分〇一秒
東経一三八度三九分〇四秒
(オ) 北緯三九度一四分五八秒
東経一三八度〇五分三七秒

実施機関　航空機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年四月二十四日　防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　響灘沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間
(ア) 北緯三五度〇〇分一一秒
東経一三〇度〇一分五二秒
(イ) 北緯三四度四六分一一秒
東経一三〇度三一分五一秒
(ウ) 北緯三四度一七分一二秒
東経一三〇度一二分五二秒
(エ) 北緯三四度二五分一一秒
東経一二九度五五分五二秒
(オ) 北緯三四度三〇分一〇秒
東経一二九度五一分四六秒
(カ) 北緯三四度三五分四一秒
東経一二九度四五分五二秒

実施機関　航空機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四号

海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を次のとおり実施する。

令和七年四月二十四日　防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。

区域　若狭湾北方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四、三八四メートルまでの間
(ア) 北緯三九度二七分一〇秒
東経一三六度〇九分四九秒
(イ) 北緯三七度一四分一一秒
東経一三六度〇九分四九秒
(ウ) 北緯三六度三三分一一秒
東経一三四度四四分五〇秒
(エ) 北緯三七度四〇分一〇秒
東経一三三度二四分五〇秒
(オ) 北緯三八度三三分一〇秒
東経一三四度〇一分五〇秒

実施機関　航空機
その他　一　射爆撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五号

海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年四月二十四日　防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　百里沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、一九二メートルまでの間
(ア) 北緯三六度〇五分〇〇秒
東経一四一度二〇分四八秒
(イ) 北緯三六度三八分三六秒
東経一四一度二〇分四八秒
(ウ) 北緯三六度四〇分四三秒
東経一四二度一〇分四六秒
(エ) 北緯三六度〇九分五九秒
東経一四一度五九分五二秒
(オ) 北緯三六度〇五分〇〇秒
東経一四一度四六分〇四秒

実施機関　航空機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年四月二十四日　防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒

(イ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(エ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度三二分四七秒

(オ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒

実施機関　航空機

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第百五十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和七年四月二十四日

関東地方整備局長　岩崎　福久

第１　起業者の名称　電源開発送変電ネットワーク株式会社

第２　事業の種類　特別高圧送電線新赤城線保全事業（群馬県みどり市大間々町上神梅地内から同県桐生市新里町高泉字東本漆地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　なし

２　使用の部分　群馬県みどり市大間々町上神梅地内及び同市大間々町下神梅地内並びに同県桐生市新里町高泉字東本漆地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、群馬県沼田市利根町根利地内の東群馬変電所から群馬県太田市新田市野井町地内の新新田変電所までの亘長30.6㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「特別高圧送電線新赤城線保全事業」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、法第３条第17号に掲げる電気事業法（昭和39年法律第170号）による送電事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件事業の起業者である電源開発送変電ネットワーク株式会社（以下「起業者」という。）は、電気事業法の規定による送電事業者である。

また、特別高圧送電線新赤城線（以下「新赤城線」という。）は、電気事業法の規定による振替供給の用に供されている。

さらに、起業者は、新赤城線を維持管理しているほか、本件事業に要する費用を自己調達資金により確保している。

したがって、起業者は本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められることから、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

新赤城線は、福島県及び新潟県内の只見川水系における各発電所の発生電力を首都圏に送電する重要な基幹送電線である特別高圧送電線只見幹線の一部として、首都圏への送電ネットワークの系統安定度と電圧安定性を維持し、首都圏への安定した電力の供給に寄与している。

また、新赤城線は、他系統の送電線と連系することで、送配電等業務指針（電気事業法の規定により経済産業大臣の認可を受けた指針）において規定されている電力設備の２箇所同時喪失を伴う故障（以下「電力設備の故障」という。）が発生した場合の対策としての役割を担っている。

そのため、新赤城線を撤去せざるを得なくなれば、首都圏への送電ネットワークの系統安定度と電圧安定性を維持し、首都圏への安定した電力の供給に支障を来す恐れがあるほか、他系統の送電線における電力設備の故障が発生した場合において、他系統の送電線に送電容量を上回る電流が発生し、広範囲の停電が生じる恐れもあるなどといった影響が懸念される。

本件事業の施行により、首都圏への安定した電力の供給が継続できるほか、他系統の送電線において電力設備の故障が発生した場合における広範囲の停電の発生の防止にも寄与する。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で本件区間における磁界について調査を実施したところ、電気設備の技術基準の解釈（平成25年３月14日付け、20130215商局第４号）の規定による規制値を下回っている。

また、本件事業は新たな電気工作物の施設などの工事を伴うものではないため、磁界以外の生活環境、自然環境及び埋蔵文化財に与える影響は生じない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件区間に設置されている電気工作物は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成９年通商産業省令第52号）に定める技術的要件を満たすものとして、電気事業法の規定による検査を受けており、電気事業法等に定める基準に適合していると認められる。

また、新赤城線が果たしている安定した電力の供給を継続するための手法として、本送電線の施設をそのまま使用する案（以下「申請案」という。）と新赤城線を移設するルート案（以下「移設案」という。）の２案による検討も行われており、申請案と移設案を比較したところ、移設案は鉄塔を新設又は移設するための土地が新たに必要となること及び送電の停止が必要となる期間が生じることから、地域の環境に与える影響、工事施工の難易度及び経済性等から総合的に判断すると申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、本件事業の事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、新赤城線は、首都圏への送電ネットワークの系統安定度と電圧安定性を維持し、首都圏への電力の安定供給を継続して行うために必要不可欠なものであり、本件事業の施行により、その機能を存続させる必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、起業地は、送電線下用地であり、これを使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　群馬県みどり市役所笠懸庁舎　群馬県桐生市地域振興整備局新里支所市町村生活課

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地　群馬県みどり市大間々町上神梅地内及び大間々町下神梅地内

○中国地方整備局告示第四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十四日　中国地方整備局長　林　正道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	鳥取県東伯郡北栄町国坂字西大野一五二五番九二から同町弓原字灘山九六〇番一まで	中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年四月二十四日

○中国地方整備局告示第四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十四日　中国地方整備局長　林　正道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
鳥取県東伯郡北栄町田井字灘浜四八六番一一から同町田井字灘浜四八六番一〇まで	前	一〇四・七〇～一〇四・九〇メートル
	後	八五・〇〇～八五・一〇〇キロメートル（〇・〇三六）

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

国会事項

衆議院

質問書提出

四月二十二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

米政策に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

答弁書受領

四月二十二日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員屋良朝博提出良質な幼児教育実現のための制度の整備に関する質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博提出良質な幼児教育を提供するための子ども・子育て支援制度等の改善に関する質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博提出幼稚園等の体制及び施設の整備支援に関する質問に対する答弁書

参議院

議事日程

四月二十三日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十六号

令和七年四月二十三日（水曜日）

午前十時開議

第一　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第二　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第三　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第四　経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

議案提出

四月二十二日議員から次の議案が提出された。

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の廃止に関する措置等に関する法律案（吉良よし子発議）（参第六号）

答弁書受領

四月二十二日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員福島みずほ提出石綿健康被害救済法による特別遺族給付金の認定に係る旧国鉄元職員の遺族及びJR元職員の遺族間の権衡に関する再質問に対する答弁書（第九五号）

報告書提出

四月二十二日委員長から次の報告書を提出した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第二号）審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）審査報告書

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第四号）審査報告書

人事異動

内閣

○財務大臣臨時代理

財務大臣加藤勝信海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　国務大臣　村上誠一郎

内閣府特命担当大臣加藤勝信海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を命ずる（以上四月二十二日）　村上誠一郎

叙位・叙勲

○叙位

正五位に叙する
松澤　孝明

正六位に叙する
阿形　吉明　石徹白　忠　五味　昭人
椿　薫　宏洲　憲龍　堀篭　悦雄

従六位に叙する（各通）
青木　義明　稲垣　文弘　今井　等
岡部　稔　毛屋　実　小池誠之介
高野　允雄　春山　陽　藤井　義展
山下理一郎　渡邊　寛

従六位に叙する（各通）
釘本　高則　清水　縁夫　真島　範夫

正七位に叙する（各通）
大野　勝弘　梶原　建史
寺田　勇藏　渡　義雄

従七位に叙する（各通）（以上三月十七日）
（国立大学法人職員）　齋藤　一朗

従四位に叙する
谷田川勝義

正五位に叙する
磯崎久喜雄　樫村　弘　殿岡　和郎

従五位に叙する（各通）
永田　秀昭　野澤　善浩　橋本　眞一
市橋　勇　金山　洋一　田村　隆二
西村昭次郎　三島光一郎　水口　宣之

正六位に叙する（各通）
落合　孝　加藤　誠　小島　正彦
萩原　秋夫　林　進　松鵜　正吉
皆川　雅広　宮本　功　山本　仁甫

従六位に叙する（各通）
一ノ宮照祀　木内　弘　後藤　誠吉
鈴木　虎蔵　武井　幸雄

正七位に叙する（各通）
岡村　敏幸　北山　貞夫
高久　和雄　松山　豊

従七位に叙する（各通）（以上三月十八日）
尾坂　先

従五位に叙する
石井　庄八

正六位に叙する（各通）
中山　忠雄

上島　健次　　橿村　　通　　桑原　信也
小池　宏樹　　多田善四郎　　冨山　茂貴
藤平　和夫　　森　　正義　　山岡良佳治

従六位に叙する（各通）

正七位に叙する

池田　雅彦
幸田　英吾

従七位に叙する（以上三月十九日）

○叙勲

毛屋　　実　　高野　允雄　　小林　敏郎
旭日双光章を授ける（各通）
畑　　久雄
旭日単光章を授ける（以上三月十七日）
樫村　　弘　　殿岡　和郎
旭日小綬章を授ける（各通）
三島光一郎
旭日双光章を授ける
大内　一成　　大島　憲昭
旭日単光章を授ける（各通）（以上三月十八日）
佐藤　福子
旭日単光章を授ける（三月十九日）
岡部　稔
瑞宝小綬章を授ける（各通）
今井　等
瑞宝双光章を授ける
大野　勝弘
石塚　重春　　釘本　高則
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十七日）
渡　　義雄
（国立大学法人職員）
齋藤　一朗
瑞宝小綬章を授ける
市橋　　勇　　加藤　誠
一ノ宮照祀
金山　洋一　　武井　幸雄　　松山　豊
皆川　雅広
瑞宝双光章を授ける（各通）
北山　貞夫　　高久　和雄
岡村　敏幸
吉岡　和子
田村　隆二
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十八日）
尾坂　　先
瑞宝小綬章を授ける
冨山　茂貴
瑞宝双光章を授ける
小池　宏樹
橿村　　通
池田　雅彦
田中　　始
幸田　英吾
長谷川善七
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十九日）

皇室事項

行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の埼玉県ご行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　五月二十四日

皇居（乾門）御出門

埼玉県茶業研究所

埼玉県立入間わかくさ高等特別支援学校

お泊所　ホテル・くりテイジ

第二日　五月二十五日

秩父神社

秩父ﾒﾓﾘｰｽﾞパーク音楽堂

秩父ﾒﾓﾘｰｽﾞパーク（第七十五回全国植樹祭会場）

秩父ﾒﾓﾘｰｽﾞパーク音楽堂

東日本高速道路株式会社関東支社所沢管理事務所

還幸啓

天候不良等の場合

第二日五月二十五日第七十五回全国植樹祭会場が秩父宮記念市民会館に変更になる場合は、同日の御日程を次のとおり一部変更する。

秩父神社まで当初の第二日の御日程に同じ。

秩父宮記念市民会館（第七十五回全国植樹祭荒天会場）

東日本高速道路株式会社関東支社所沢管理事務所

還幸啓

官庁報告

官庁事項

登録操縦免許証失効再交付講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の二の規定に基づき、次の操縦免許証失効再交付講習を登録したので、同令第八十四条の四において準用する同令第四条の二十二第一号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月二十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　(一)　登録年月日　令和七年三月十二日
　(二)　登録番号　操失講第一二九号
　(三)　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の氏名　日海株式会社
　(四)　住所　東京都国分寺市北町四丁目一六番三四号
　(五)　登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　日海株式会社　東京都国分寺市北町四丁目一六番三四号
二　(一)　登録年月日　令和七年三月十二日
　(二)　登録番号　操失講第一三〇号
　(三)　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の氏名　一般財団法人日本船舶職員養成協会　神奈川県横浜市中区本牧ふ頭三番地
　(四)　登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　一般財団法人日本船舶職員養成協会　神奈川県横浜市中区本牧ふ頭三番地

登録操縦免許証更新講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十三の規定に基づき、次の操縦免許証更新講習を登録したので、同法第二十三条の三十四において準用する同法第十七条の十五第一号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月二十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　(一)　登録年月日　令和七年三月十二日
　(二)　登録番号　操更講第一三〇号
　(三)　登録操縦免許証更新講習実施機関の氏名
　日海株式会社
　(四)　住所　東京都国分寺市北町四丁目一六番三四号
　(五)　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　日海株式会社　東京都国分寺市北町四丁目一六番三四号
二　(一)　登録年月日　令和七年三月十二日
　(二)　登録番号　操更講第一三一号
　(三)　登録操縦免許証更新講習実施機関の氏名
　一般財団法人日本船舶職員養成協会
　(四)　住所　神奈川県横浜市中区本牧ふ頭三番地
　(五)　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　一般財団法人日本船舶職員養成協会　神奈川県横浜市中区本牧ふ頭三番地

労働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

東北運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第２号）、東北海上旅客運送業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第３号）、東北漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和７年４月24日

東北運輸局長　川崎　博

１．東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「259,650円」を「268,650円」に、「243,200円」を「252,200円」に、「200,550円」を「209,550円」に、「191,400円」を「200,400円」に改める。

２．東北海上旅客運送業最低賃金第４項中「254,300円」を「263,300円」に、「192,400円」を「201,400円」に改める。

３．東北漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「１人歩船員　208,200円（月払いとする。）（青森県八戸市に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する２そうまき・まき網漁業の用に供する漁船の船舶所有者に雇用されている船員については、194,350円）」を「１人歩船員　218,200円（月払いとする。）」に改める。

附　則

この公示は、令和７年５月24日から効力を生ずる。

九州運輸局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、九州内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第５号）、九州海上旅客運送業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第６号）

及び九州漁業（大中型まき網）最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和７年４月24日

九州運輸局長　原田　修吾

１．九州内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「259,700円」を「268,700円」に、「243,250円」を「252,250円」に、「201,100円」を「210,100円」に、「191,800円」を「200,800円」に改める。

２．九州海上旅客運送業最低賃金第４項中、「254,400円」を「263,400円」に、「187,500円」を「197,000円」に改める。

３．九州漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中、「203,300円」を「213,300円」に改める。

附　則

この公示は、令和７年５月24日から効力を生ずる。

九州運輸局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、九州漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第７号）の全部を、以西底びき網漁業を含む業種へ拡大し、九州漁業（底びき網）最低賃金として、次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和７年４月24日

九州運輸局長　原田　修吾

九州漁業（底びき網）最低賃金

１．適用する地域　九州運輸局の管轄区域

２．適用する使用者

前項の地域内に主たる労務管理の事務を行う事務所を有する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶の船舶所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、底びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号）第２条第１号及び第２号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者

３．適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む者。ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により第５項に掲げる１人歩船員に達しないとみなされる船員は、除くものとする。

４．適用する期間

底びき網漁業に係る雇入契約期間とする。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。

５．第３項の船員に係る最低賃金額

月額　１人歩船員　200,200円

（月払いとする）

この場合において、１人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって、１人歩、１人代その他名称の如何を問わず基準となる配分単位１単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいうものとする。

６．最低賃金に算入しない賃金

⑴　通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当

⑵　通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など

⑶　予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など

⑷　１か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金

⑸　通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附　則

この公示は、令和７年５月24日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の17の２の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年４月24日　　四国経済産業局長　小山　和久

名　　称	株式会社フジ・カードサービス
本店の所在地	愛媛県松山市宮西一丁目２番１号
登録番号	四国（ク）第８号
営業廃止年月日	令和７年３月31日

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年４月24日

中国地方整備局長　林　　正道

１　処分をした年月日　令和７年４月３日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　イワタニ山陰株式会社　桑原　　剛　島根県松江市学園２―16―37　国土交通大臣許可（般―05）第25240号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年３月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

特別清算終結

令和６年（ヒ）第２０９８号

東京都中央区日本橋３丁目８番２号新日本橋ビル税理士法人東京総合会計内
清算株式会社　養生堂日本株式会社
１　決定年月日　令和７年４月10日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第３０２９号

大阪市中央区本町４丁目１番13号
清算株式会社　株式会社サンウェル・ジャパン
１　決定年月日　令和７年４月10日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和６年（ヒ）第２０８７号

東京都板橋区板橋１丁目５番10号
清算株式会社　株式会社フォトン
代表清算人　園部　眞也
１　決定年月日　令和７年４月10日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

破産管財人変更

再生債権の特別調査期間

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は吸収合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することといたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会の承認決議は令和七年三月二十七日に終了しております。

本合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.feedforce.jp/corporate/e_publicnotice/

（乙）https://fracta.co.jp/pages/company

令和七年四月二十四日

東京都港区南青山一丁目二番六号

（甲）株式会社フィードフォース

代表取締役　塚田　耕司

東京都港区南青山一丁目二番六号

（乙）株式会社フラクタ

代表取締役　阿部　圭司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十八日

掲載頁　七十三頁（号外第六十九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十八日

掲載頁　七十三頁（号外第六十九号）

令和七年四月二十四日

東京都千代田区霞が関三丁目七番一号霞が関東急ビル

（甲）株式会社東京設計事務所

代表取締役　狩谷　薫

東京都千代田区霞が関三丁目七番一号霞が関東急ビル

（乙）株式会社ＴＥＣインターナショナル

代表取締役　狩谷　薫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

東京都港区高輪三丁目五番一〇号

（甲）合同会社こうき

代表社員　津田　和生

東京都港区高輪三丁目五番一〇号

（乙）合同会社Ｒｉｎｇ　ｏｆ　ＮＹ

代表社員　津田　和生

北海道札幌市豊平区美園八条二丁目一―一九

（丙）合同会社クラーク

代表社員　津田　和生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

（甲）大分杉原太陽光発電所合同会社

代表社員　ＲＢソーラー2号ホールディングス一般社団法人

職務執行者　出澤　貴人

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

（乙）大分杉原土地合同会社

代表社員　大分杉原太陽光発電所合同会社

職務執行者　出澤　貴人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年四月二十四日

東京都港区瀬田一丁目二六番二号

（甲）合同会社ディープエコロジー

代表社員　有限会社ディープエコロジー

職務執行者　林　義直

東京都世田谷区瀬田一丁目二六番二号

（乙）有限会社ディープエコロジー

取締役　林　義直

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

新潟県新発田市舟入町一丁目二番三六号

（甲）医療法人信眼会

理事長　信田　和男

新潟県新潟市中央区笹口二丁目一番地一二

（乙）医療法人社団仁明会

理事長　信田　和男

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＯｍｎｉ　Ｈｕｂ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることといたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和七年四月十八日に終了しております。

本吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://rewired.jp/

（乙）https://www.feedforce.jp/corporate/e_publicnotice/

令和七年四月二十四日

東京都港区南青山一丁目二番六号

（甲）株式会社リワイア

代表取締役　加藤　英也

東京都港区南青山一丁目二番六号

（乙）株式会社フィードフォース

代表取締役　塚田　耕司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月十四日

掲載頁　六十五頁（号外第三十号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月十四日

掲載頁　七十七頁（号外第三十号）

令和七年四月二十四日

愛知県豊田市生駒町立入九三番地

（甲）中部技建株式会社

代表取締役　市川　泰久

名古屋市中川区小碓通二丁目二五番地

（乙）株式会社伊藤工務店

代表取締役　伊藤　徳宏

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社つながり（住所愛知県名古屋市天白区植田山四丁目二〇九番地）に対して当社の自然エネルギー等による発電事業、セミナー事業及び生活雑貨用品の販売事業並びにこれらに附帯関連する事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月二十三日

掲載頁　二頁

令和七年四月二十四日

名古屋市中区錦一丁目七番二七号三同ビル錦三階

株式会社コスモウィンズ

代表取締役　小代　力

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

秋田県北秋田市阿仁水無字大町二七番地

合資会社宮越商店

代表社員　澤村　誉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

東京都渋谷区本町三丁目五番二号メイクスデザイン渋谷本町七〇二　合同会社ＨａＤ

代表社員　市川　直樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

東京都世田谷区大蔵二丁目五番一〇号九〇三

Ｓ＆Ｔ合同会社

代表社員　友常　颯人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年五月二十七日であり、組織変更後の商号は株式会社リノバンスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

横浜市西区岡野二丁目一三番二〇―二号

合同会社リノバンス

代表社員　豊島　一欽

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

神奈川県横浜市南区真金町二丁目二〇番地九朝日プラザ大通り公園四〇四号

ＯＫＩＮＡ　ＧＲＯＵＰ合同会社

代表社員　翁　志豪

代表社員　翁　祖才

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年四月二十四日

新潟県柏崎市大字平井三五七二番地

農事組合法人平井農産

理事　佐藤　敏

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＲＥ・ＬＩＶＥとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

岐阜市六条大溝三丁目五番地九

合同会社花水木

代表社員　伊藤　友栄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

岡山市北区錦町八―二二（一Ｆ）

合同会社Ｒｏｏｔ

代表社員　根本　燎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＲＥＦＡＣＴとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十四日

熊本県熊本市北区梶尾町一四〇九番地三

合同会社川口建設工業

代表社員　川口　淳

組織変更公告

当農事組合法人は、株式会社に組織変更することにいたしましたので公告します。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年四月二十四日

大分県杵築市山香町大字野原四六六二番地の三〇五　農事組合法人ニード牧場

理事　菅原　隆

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月二日であり、株主総会の決議は、令和七年四月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

計算書類の公告義務はありません。

令和七年四月二十四日

秋田市南通亀の町四番一五号ヤマキウビル

有限会社ＭＵＧＥＮ

取締役　磯崎　悠耶

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千六百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月十八日であり、株主総会の決議は、令和七年四月十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年四月二十四日

千葉県松戸市本町二三―五土屋ビル一Ｆ

有限会社夢工房

代表取締役　飯島　信行

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年三月二十六日

掲載頁　九頁

令和七年四月二十四日

東京都新宿区西新宿三丁目七番一号

株式会社コンランショップ・ジャパン

代表取締役　渡邊　理

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金千五百万二千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社には確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月二十四日

東京都渋谷区渋谷二―一九―一五宮益坂ビルディング六〇九　Ｆｕｅｌ株式会社

代表取締役　嶋田　風

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四億三千八百四万七千二百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月十日

掲載頁　一一六頁（号外第四十七号）

令和七年四月二十四日

東京都渋谷区代々木三丁目三二番一一号

カーベル株式会社

代表取締役　阿部　聡

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円、資本準備金の額を二千五百万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月一日であり、株主総会の決議は令和七年三月二十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年四月二十四日

東京都千代田区平河町二丁目五番三号

株式会社ガイアックス

代表執行役　上田　祐司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億三千七百二十八万五千円、資本準備金の額を四億三千七百十八万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月二十四日

東京都新宿区下宮比町一番四号

株式会社ジェイ・ケイ・ケイ

代表取締役　神永　信吾

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十二億五千万円、資本準備金の額を十二億五千万円減少することにいたしました。

ただし、令和七年四月十五日に十二億五千万円増資しており、資本金の額は十三億五千万円となっております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://cybertransporters.com/

令和七年四月二十四日

徳島県徳島市寺島本町西一丁目五番一号

株式会社電脳交通

代表取締役　近藤　洋祐

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である倉林弘明が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年四月二十四日

東京都日野市東豊田三丁目二一番地の一

PROSIT KURABAYASHI CORPORATION

日本における代表者　倉林　弘明

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である吉川宏次が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年四月二十四日

東京都港区港南二丁目三番一三号

ＴＯＹＯＴＡ　ＴＳＵＳＨＯ　ＰＥＴＲＯＬＥＵＭ　ＰＴＥ．ＬＴＤ．

日本における代表者　吉川　宏次

吸収分割公告及び合併公告

左記会社のうち甲及び乙は吸収分割して甲は乙の吸収分割契約書記載の権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました（以下「本吸収分割」といいます。）。

また、左記会社のうち乙及び丙は、本吸収分割の効力発生を停止条件として合併し、乙は丙の権利義務全部を承継して存続し、丙は解散することにいたしました（以下「第一合併」といいます。）。

さらに、左記会社のうち丁及び乙は、本吸収分割の効力発生及び第一合併の効力発生を停止条件として合併し、丁は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

これらの会社分割及び合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月十日

掲載頁　八頁

（丙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月十日

掲載頁　八頁

（丁）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月十日

掲載頁　八頁

令和七年四月二十四日

東京都文京区後楽一丁目四番二五号

（甲）アルテミラ準備株式会社

代表取締役　中塚　晃章

東京都文京区後楽一丁目四番二五号

（乙）アルテミラ株式会社

代表取締役　中塚　晃章

東京都文京区後楽一丁目四番二五号

（丙）昭和アルミニウム缶グローバル株式会社

代表取締役　中塚　晃章

東京都文京区後楽一丁目四番二五号

（丁）アルテミラ・ホールディングス株式会社

代表取締役　中塚　晃章

○問合せ先
〒八一二―〇〇一二　福岡市博多区博多駅中央街八番一号
ＬＩＮＥヤフーコミュニケーションズ株式会社
https://pay.line.me/cs
以上、資金決済に関する法律第六十一条第三項の規定により公告いたします。
令和七年四月二十四日
東京都品川区西品川一丁目一番一号　住友不動産大崎ガーデンタワー二二階
ＬＩＮＥ Ｐａｙ株式会社
代表取締役社長ＣＥＯ　前田　貴司

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千七百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
http://www.asa-epn.jp/ir/00001155/3q8v/
令和七年四月二十四日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　エムケーワン特定目的会社
取締役　栗国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千四百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
http://www.asa-epn.jp/ir/00001156/3w6j/
令和七年四月二十四日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　エムケーツー特定目的会社
取締役　栗国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千四百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
http://www.asa-epn.jp/ir/00001157/3qv7/
令和七年四月二十四日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　エムケースリー特定目的会社
取締役　栗国　正樹

資金移動業の廃止の公告

当社は、令和七年六月三十日をもって資金移動業の全部を廃止することといたしました。
資金決済に関する法律第六十一条第五項に規定する為替取引に関し負担する債務の履行の完了の方法につきましては、左記のとおりといたします。
記
令和七年八月二十一日までに、ご利用の携帯端末におけるＬＩＮＥアプリの操作によって、振込先預金取扱金融機関口座を指定し送金手続を行っていただきますようお願い申し上げます。送金手続を完了いただく都度、随時当社より振込を行います。
なお、国内の銀行口座への振込手数料は当社負担です。
その他、当社が適当と認める方法により残高返還を行うことがあります。

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千九百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
http://www.asa-epn.jp/ir/00001158/os34/
令和七年四月二十四日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　エムケーフォー特定目的会社
取締役　栗国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三千九百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
http://www.asa-epn.jp/ir/00001359/8qi2/
令和七年四月二十四日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　エムケーファイブ特定目的会社
取締役　栗国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
http://www.asa-epn.jp/ir/00001425/7mc4/
令和七年四月二十四日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　エムケーシックス特定目的会社
取締役　栗国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
http://www.asa-epn.jp/ir/00001426/qz63/
令和七年四月二十四日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　エムケーセブン特定目的会社
取締役　栗国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千四百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
http://www.asa-epn.jp/ir/00001427/g2s3/
令和七年四月二十四日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　エムケーエイト特定目的会社
取締役　栗国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三千七百万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
http://www.asa-epn.jp/ir/00001428/93cn/
令和七年四月二十四日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　エムケーナイン特定目的会社
取締役　栗国　正樹

債権申出の催告（第一回）

当社規約型企業年金は、令和七年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年四月二十四日
大分県大分市大字西ノ洲一番地
九州共同発電株式会社
規約型確定給付企業年金清算人　平松　浩二

債権申出の公告（第二回）

一般社団法人日本経営協会は令和七年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。
令和七年四月二十四日
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三一番一一号
一般社団法人日本経営協会
確定給付企業年金清算人　山田　剛央

訂正公告

令和七年四月十七日掲載（号外第八十七号）のリアルリンク国際投資顧問株式会社に係る第二十四期決算公告中、「（うち当期純利益）」とあるは「（うち当期純損失）」の誤りにつき訂正します。
令和七年四月二十四日
東京都文京区後楽一丁目四番一四号
リアルリンク国際投資顧問株式会社
代表取締役　漆間　裕隆